

第1項	第5条第1項又は第2項の規定による確認の結果に照らして不正取得が行われたと判断したとき	第4条の疎明資料の提出の求めにもかかわらず資料の提出がなく、かつ、第5条第2項ただし書の調査によっても不正取得の確証がないとき
	不正取得をした者	不正取得をした疑いがある者
	当該不正取得の事実に関する情報を告知する旨を通告し、あわせて当該不正取得に係る住民票の写し等を返還するよう、別記様式第3により、要請する	当該不正取得が発生したおそれがある事実に関する情報を告知する旨を、別記様式第5により、通告する
第1項 第2号 及び第 3号	発生した	発生したおそれがある
第2項	前項	次項において準用する前項
	不正取得の事実に関する情報を、別記用紙例第4	不正取得が発生したおそれがある事実に関する情報を、別記様式例第6